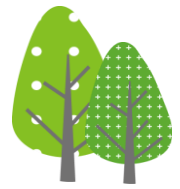


指定難病医療費助成制度



国や都道府県が指定する難病について、研究のために治療のデータを厚生労働省に提供することを前提に、その治療にかかった費用（保険診療分）の一部を助成する制度です。

● 対象

- 指定難病にかかっている、各種健康保険に加入されている方が対象となります。
- 国指定の 338 疾病に加えて、都道府県ごとに指定されている疾病が異なりますので、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。

● 助成内容

- 指定された疾病について保険を適用した医療費のうち、下表の自己負担限度額を超えた額が助成されます。

| 区分 | | 月額自己負担限度額（複数の医療機関合算） | | |
|------------------------|--------------|----------------------|----------|-----------|
| | | 一般 | 高額かつ長期※ | 人工呼吸器等装着者 |
| 生活保護受給世帯 | | 0円 | 0円 | 0円 |
| 住民税非課税世帯 | 本人年収 80 万円未満 | 2,500 円 | 2,500 円 | 1,000 円 |
| | 本人年収 80 万円超 | 5,000 円 | 5,000 円 | |
| 住民税 7.1 万円未満 | | 10,000 円 | 5,000 円 | |
| 住民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満 | | 20,000 円 | 10,000 円 | |
| 住民税 25.1 万円以上 | | 30,000 円 | 20,000 円 | |
| 入院時の食費 | | 全額自己負担 | | |

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が 5 万円を超える月が年間 6 回以上ある者（別途手続きが必要）

- 小児慢性特定疾病医療費助成も対象になる病名の場合は、そちらを申請する方が、医療費や食事代の助成範囲が広くなります。

● 申請窓口

お住まいの地域の保健所や障害福祉課など

難病情報センター



● 手続き方法

- 申請窓口へ必要書類（申請書・臨床調査個人票等）を取りに行きます。
自治体によってはホームページからダウンロードできる場合もあります。
- 当センター1 階文書受付へ臨床調査個人票を提出し、指定医に作成を依頼します。（文書料金 2,500 円）
- 臨床調査個人票が出来上がりましたら、必要書類（申請書・臨床調査個人票・世帯調査票・所得に関する証明書等）をそろえ、申請窓口へ提出します。
- 認定が下りると、特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。受給者証が交付されたら、外来の方は当センター1 階会計受付、入院の方は入退院受付に提示してください。

- 受診をする時 健康保険証と一緒に、受給者証を医療機関や薬局の窓口へご提示ください。

● ご注意いただきたいこと

- * 助成開始は、診断日からとなります。（軽症高額対象者は「その基準を満たした日の翌日」からとなります）
ただし、申請が遅くなった場合は、原則として申請日から 1 か月の遡り期間となります。（やむを得ない理由があるときは最長 3 か月まで延長）出来るだけ早めのお手続きをお勧めします。
- * 助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した指定難病にかかわるものに限ります。
- * 申請時に、受診する指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）を記載する必要があります。
- * 毎年の更新手続きが必要です。

国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181（代表）

（2023.10 改）